

平成28年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

日 時 平成28年7月13日（水）14時00分～14時30分

場 所 九州農政局会議室1（3F）

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、農村振興部設計課長、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、統計部調整課長

概 要

1. 冒頭、委員長（九州農政局長）から、各委員に対し、会計法規や官製談合防止法等の関係法令を遵守するとともに、発注者綱紀保持規程の趣旨を十分理解し、また、熊本震災や大雨対応に組織が一丸となって取り組む時期でもあり、農林水産省の職員として自覚をもって日々の発注業務にあたるよう指導等を含めて依頼
2. 平成27年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、監査官より報告（資料1）
3. 平成28年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、監査官より報告（資料2）
4. 特段の意見・質問はなし

以 上

平成28年度
九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

会 議 資 料

日 時 : 平成28年7月13日 (水)

場 所 : 農政局会議室1 (3F)

平成28年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）

日 時 平成28年7月13日（水） 14:00 ～ 14:30

場 所 農政局会議室1（3F）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 議 題

（1）平成27年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

（2）平成28年度発注者綱紀保持対策方針（案）について

（3）その他

4. 閉 会

平成 27 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1. 発注者綱紀保持研修の開催等

- (1) 平成 27 年度発注者綱紀保持研修等実施計画に基づき、九州農政局管内の管理監督者及び発注事務担当者等を対象に各種会議等において、4 回の研修等を開催した。
- (2) 平成 27 年度は、局、管内支局及び事業(務)所の管理監督者及び発注事務担当者含む全職員を対象に、チェックシートによる理解度チェックを実施した。
- (3) 応接状況調べ及び事業者へ執務室への出入りの制限並びに発注者綱紀保持に関する周知状況について、部署毎に調査を行った。

| 開催日・研修等名 | 受講者 | 適要 |
|--------------------------------------|---|--|
| 4 / 13 (月) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 1 回) | ・管内事業(務)所等の管理監督者等 計 46 名 | ・管内事業(務)所等所長会議の一環で実施 |
| 7 / 2 (木) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 2 回) | ・管内支局(地域センター)・事業(務)所等の管理監督者等 計 54 名 | ・管内支局(地域センター)・事業(務)所等庶務担当課長等会議の一環で実施 |
| 1 月 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 3 回) | ・九州農政局内の全職員を対象にチェックシートによる理解度チェック 計 1,815 名 | ・実施期間を定め、事前に設問に関するマニュアル等を参考に配布し、チェックシートによる理解度チェックを行い、部署毎及び設問毎の正解率をフィードバックし、正解率の悪かった設問について、解説等の再周知を行った。 |
| 3 / 15 (火) 九州農政局発注者綱紀保持研修 (第 4 回) | ・管内事業(務)所等の発注事務担当者 計 123 名 | ・管内事業(務)所等積算担当者会議の一環で実施 |

延べ 2,038 名

2. 平成 27 年度において、農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反する、また、第 3 者からの不当な働きかけを受けた事案の報告はなかった。

平成28年度発注者綱紀保持対策方針について（案）

1 目的

発注者綱紀保持規程の趣旨に基づき、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るとともに、国民の信頼を確保することを目的とする。

2 研修等の実施方針

九州農政局における発注者綱紀保持研修については、発注を行う全組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修等を実施する。

(1) 研修対象者

九州農政局本局、管内事業(務)所等の発注事務担当者及びその他の関係職員を対象とする。

(2) 研修内容

- 1) 発注者綱紀保持マニュアル等を用い、継続的に周知を図る。
- 2) 当該規程の理解を深めるため「発注者綱紀保持規程に関するチェックシート」を発注事務担当者及びその他の関係職員を含む全職員を対象に実施する。
- 3) 前回までに実施したチェックシートの中で正解率の低かった項目について、理解を深めるよう普及啓発を図る。
- 4) 規程の改正その他状況の変化が生じた場合は、必要に応じて公正取引委員会及び本省大臣官房予算課等に講師派遣を依頼する。

(3) その他

管内事業(務)所等の諸会議等において、研修の一環として実施する。

3 発注者綱紀保持に関する競争参加有資格者への周知について

平成27年度に引き続き、以下の取組を実施する。

(1) 九州農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する。

- ①対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程
- ③発注者綱紀保持委員会規則
- ④九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ⑤九州農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

(2) 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。

- ①農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ②不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

4 その他

九州農政局本局、管内事業(務)所等に対し、研修等の実施状況、事業者への周知及び応接状況の調査を実施する。